

201419048A

厚生労働科学研究費補助金

障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（精神障害分野））

精神障害者の地域生活支援の在り方と システム構築に関する研究

（ H 2 6 - 精神 - 指定 - 0 0 2 ）

平成26年度 総括・研究分担報告書

研究代表者：伊藤順一郎

独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所

平成 27 (2015) 年 3 月

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（精神障害分野））

**精神障害者の地域生活支援の在り方と
システム構築に関する研究**

（ H 2 6 – 精神 – 指定 – 0 0 2 ）

平成26年度 総括・研究分担報告書

研究代表者：伊藤順一郎

独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所

平成 27 (2015) 年 3 月

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（精神障害分野））
精神障害者の地域生活支援の在り方とシステム構築に関する研究
(H 26 - 精神 - 指定 - 002)
平成26年度総括・研究分担報告書

目次

1章 総括研究報告

1. 精神障害者の地域生活支援の在り方とシステム構築に関する研究	1
	研究代表者(伊藤順一郎)

2章 分担研究報告

1. 地域相談支援事業所における精神障がい者の 退院支援・居所支援・地域生活支援に関する実態調査	7
	研究分担者(吉田光爾)
	研究協力者(山下眞史)
2. 精神障害者の地域移行に効果をあげる居所支援のあり方	23
	研究分担者(吉田光爾)
	研究協力者(山下眞史)
3. 地域生活を支えるための精神科診療所の役割に関する検討	31
	研究分担者(原 敬造)
	研究協力者(藤井千代)
4. 全国の多職種アウトリーチ支援チームのモニタリング研究	37
	研究分担者(萱間真美)
5. ACT・多職種アウトリーチチームの治療的機能についての評価に関する研究	67
	研究分担者(佐藤さやか)
6. 多職種アウトリーチチームの研修のあり方についての検討	83
	研究分担者(西尾雅明)
7. 地域社会で暮らす認知症高齢者への包括的なケア技法の効果に関する検討	105
	研究分担者(本田美和子)

1章. 総括研究報告書

精神障害者の地域生活支援の在り方とシステム構築に関する研究 総括研究報告書

研究代表者：伊藤順一郎
(独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所)

平成 23 年 4 月、精神障害者アウトリーチ推進事業の実施に際して、厚生労働省は「アウトリーチ支援で支えることができる当事者や家族の抱える様々な課題に対する解決を、『入院』という形に頼らない。」という具体的な方向性を打ち出した¹⁾。これは、アウトリーチチームによる支援の方向性を指示する文言である。しかしながら、「入院」という形に頼らないことを、単に臨床チームの技術向上に求めることは難しい。なぜなら、「入院に頼る」ということは、本人の症状の問題だけではなく、家族によるケア能力の低下、近隣の人々との関係、行政や警察力を含む周囲からの「入院」への期待、さらに精神科医療の専門家が入院をどのように捉えるかなども絡んだ複合的な相互作用の結果としてしばしば生じるからである。すなわち、入院に頼るという事象は、精神科病棟の存在を受け入れた社会のシステムが存する限り生まれ続けると考えざるを得ない。

もし、眞の意味で「『入院』という形に頼らない」システムを現出しようとするのであれば、臨床チームの技術向上も内包しながら、入院という事象を回避しうる具体的な代替策を含むような、精神保健医療福祉システムのパラダイムシフトが必要である。そのひとつの例として、英国やイタリアの精神保健医療システムがあげられる。これらの国では、精神科医療における予防・治療・リハビリテーションに関連するほぼ全ての機能を、地域社会の中で展開する。人の生活の場に精神科医療の機能が向いていき、市民の構成する社会のシステムの中に、精神保健医療福祉の構成要素を入れ込んでいくありようと言ってもいいかもしれない。本研究班は、我が国でこのような文脈でのシステムの転換が可能なのか、我が国で有効かつ実現可能な地域生活中心の精神保健医療福祉システムへの変化はどのように始められるのか、システム変換の障壁はどのようなものなのか、といった大きな課題を論じるための核となる資料を作成することを目的に、構成された。

6 つの分担研究班は課題と研究の方法が異なるが、いずれも「入院中心」から「地域生活中心」へ精神保健医療福祉がパラダイムシフトを行う際に、押さえておくべき内容を研究課題として内包している。初年度である今年度は、このパラダイムシフトの参照枠を国際生活機能分類に求め、我が国におけるパラダイムシフトの展開可能性と課題、さらに本研究班の分担研究の位置づけを整理することをもって、総括研究報告とする。

【本研究班の構成】

まず、本研究班のテーマと内容（目的）を簡単に記す。

1) ACT、多職種アウトリーチチームの治療的機能についての評価（佐藤班）

本研究では、包括的な地域生活支援が多職種によって提供される、Assertive Community Treatment (ACT)のチームを中心に、1) チームにおける認知行動療法(cognitive behavioral therapy : CBT)のニーズを把握し、2) アウトリーチ型 CBT に関する研修内容を検討し、3) アウトリーチチームにおける CBT の効果検討を実施することを目的としている。研究活動を通じて、地域におけるエビデンスに基づいた支援技法の向上を目指す。

2) 全国の多職種アウトリーチ支援チームのモニタリング研究（萱間班）

平成 26 年度に、精神疾患をもつ患者の地域移行と地域定着の一層の推進を目指して、厚生労働省は病状が不安定な患者への多職種チームによる在宅医療の評価として、「精神科重症患者早期集中支援管理料」を新設した。しかしながら、この制度は様々な障壁から多くの医療機関が参加できていはない。本研究は、この制度の実施状況や実施にあたる課題を明らかにし、今後推進するために必要な改善について検討することを目的とする。

3) 地域生活を支えるための精神科診療所の役割に関する検討（原班）

「地域生活中心の精神保健医療福祉」システムづくりにおいて、精神科診療所は地域生活支援の拠点となりうる資源であるが、精神科診療所の類型や、サービス提供の実態に関するデータは得られていない。本研究では精神科診療所におけるサービス提供状況現状を調査し、類型化を図ることで、地域生活を支える社会資源としての精神科診療所の役割に

ついて検討することを目的としている。とりわけ、多機能型診療所（仮称）（外来診療+訪問看護+デイケア+訪問診療または往診+チームミーティング実施）に注目し、そのニーズの量と質を推計することが課題の一つである。

4) 精神障害者の退院促進および福祉サービスも含めた地域生活支援のあり方についての検討（吉田班）

国は精神科病院のいわゆる社会入院者、すなわち「受入条件が整えば退院可能な者 7 万人」の退院促進のために、平成 15 年度から『精神障害者退院促進事業』を実施し、その後も事業形態を変えながら取り組みを継続しているが、十分な社会的入院の解消には至っていない。厚生労働省は平成 24 年、障害者自立支援法において、退院促進に関する活動を個別給付事業(地域移行・地域定着)として位置付け更なる促進を図った。しかし法制化されたものの実際の相談支援事業所の地域移行・地域定着に関する取り組み状況に関しては十分把握されておらず、制度運用を検討するための基礎資料は得られていない。

そこで本研究では、全国の相談支援事業所に対して地域移行・地域定着の実際の活動の状況を調査し、制度の運用の基礎資料を作成し、現状と課題を把握することを目的とする。

5) 地域社会で暮らす認知症高齢者への包括的なケア技法の効果に関する検討（本田班）

自分が受けているケアや治療の意味が理解できず、ケアの拒絶もしくはケアを実施する者に対する暴言・暴力行為などの認知症周辺症状を表出する認知症高齢者は多く、これにより本人の生活の質保持が難しくなるとともに、ケアを行う者の疲弊や燃え尽き症候群が生じている。そこで、欧州の認知症ケアにおいて、認知症周辺症状に対する非薬物治療として実績とエビデンスのある、包括的なコミ

ユニケーションに基づくケア技法ユマニチュードの導入を試みる。本研究では、地域社会で家族を介護している一般市民に対して、ユマニチュードの基本技術の教育を行い、介入前後での介護者および認知症高齢者の評価を行い、効果を測定することを目的とする。

6) 多職種アウトリーチチームの研修のあり方についての検討（西尾班）

アウトリーチ型の支援においては、精神科病棟内での支援とは異なる支援態度やスキルを必要とするが、我が国におけるアウトリーチ支援は萌芽期にあり、その人材育成方法については試行錯誤の段階にある。そこで本研究では、精神障害者に対するアウトリーチ事業関係者に2日間にわたる研修会を実施し、その参加者を対象にしたアンケート調査を行う。研修における学習アウトカム、参加者への影響などを評価することで、アウトリーチ支援にかかる人材としての態度や実践スキルに好ましい変化を与える研修プログラムについて、提言を行うことを目的とする。

【背景にある概念としての国際生活機能分類】

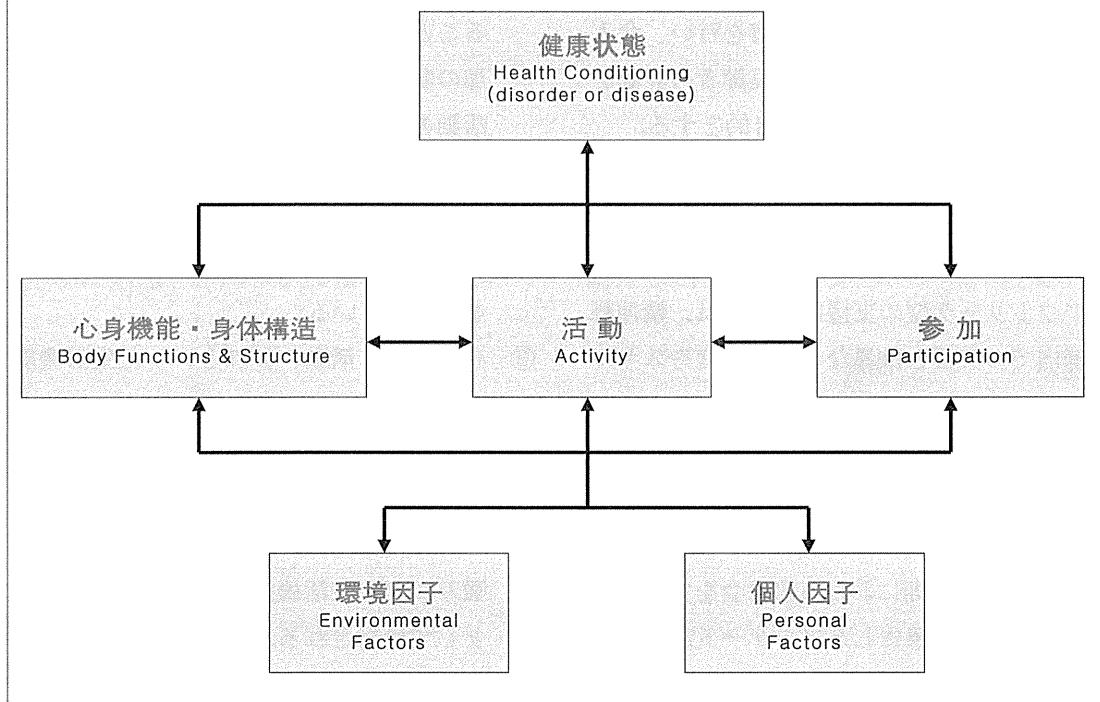
2001年5月、国際保健機関（WHO）は国際生活機能分類（ICF）を国際障害分類（ICIDH）の改訂版として提示した。概念図であらわされるこの分類は、健康、あるいは障害に対する考え方に対して、いくつかの問題提起をしている（図1）。

- ① 用語として、機能障害、能力障害、社会的不利といった障害をベースとした言葉を用いず、心身機能、活動、参加といった生活機能を表す言葉を用いて、ill-beingよりも、well-beingを重視していることを示している。これは障害を持つことにより、健康が失われたという考え方ではなく、「障害を抱えながらも、如何に健常な力を維持し、はぐくめるか」という考え方に基づき、支援や施策を作り上げる

ことを意図している。

- ② 心身機能、活動、参加の関係が両方向性の矢印で結ばれ、相互作用的な関係にあることを示している。また、社会的な参加の制約が、必ずしも心身機能の障害や活動の制限の直線的な因果関係の結果としてあるのではなく、社会的な参加の実現が、逆に活動や心身機能の向上にも影響を与えるなどの相互関係が存することを意味している。
- ③ 心身機能、活動、参加といった生活機能に対して影響を与える因子として環境因子と個人因子を位置づけている。具体的には対人関係や物理的環境、社会的環境、あるいは個人のモチベーションや好み、強みなどが生活機能に影響を与える因子として検討される。支援や制度設計にあたっては、周囲の環境を整備する視点や個人の強みを生かす視点が必要なことが強調されている。

国際生活機能分類(ICF)と概念図



【精神障害者の地域生活支援、システム構築のパラダイムシフト】

ICFにおける障害のとらえ方の国際的な転換は、「地域生活中心の精神保健医療福祉」へのパラダイムシフトを推進するにあたっても、有効な参照枠となる。

第一に、ICFにおいて、活動や参加といった人の生活機能を概念の中心軸として据えていることは、「地域生活」を支援する保健医療福祉の方向と合致している。この文脈から、あらゆる治療や支援、リハビリテーションは、精神障害を持っていても日常生活が維持され、社会的な参加が可能であるとする支援方針が明確となる。きわめて原則的に言えば、「自傷他害の恐れ」を根拠とするような措置入院のような非自発的入院は、例外的な事象としてのみ認められ、精神保健医療福祉の本来の目的は精神障害を持った本人のリカバリーをいかに支援するか、さまざまな制約の中で活動や社会参加をいかに実現するか、well-beingをいかに育むかといったところにあると考え

らえる。支援技術の向上と制度設計の双方が、この文脈のなかで行われるというのがICFの主張である。

第二には、環境因子、個人因子といった、疾病（健康状態）以外の因子を重視していることが、パラダイムシフトの具体的なありようを示唆している。具体的には、精神障害を持つ人々にとって、安全で住みやすい環境の地域社会の構築を目指すことである。他方、いかなる支援も一定量以上の人材がなければ成立せず、限られた財源の中で人材を確保する必要がある。たとえば、入院病棟を削減し、有給の病棟スタッフを地域社会で働くスタッフへと配置転換することである。この場合、地域にはスタッフの働く拠点が必要であり、欧米では、地域精神保健医療福祉の拠点は公的な community mental health center が担ってきた。民間機関が精神科医療を担っている我が国では、その拠点として多職種チームを設けた民間の多機能型診療所は一つの選択肢である。しかしながら、それは、医療圏域

において一定の役割を持つ、半公的な資源としての位置づけが必要かもしれない。その理由として、多機能型診療所が理念的に治療とリハビリテーションの装置として位置するばかりでなく、生活支援、就労支援、権利擁護、普及啓発などの多面的かつ包括的な支援の拠点としての役割を果たすことが期待されるからである。官・民の協働作業の可能性は、今後検討されるべきであろう。

以上、ICF の概念をベースとして、“入院に頼らない”「地域生活中心の精神保健医療福祉」へのパラダイムシフトの方向性を示した。支援技術の向上、制度設計における精神保健医療福祉システムの転換を含むものであるが、さらに、精神医療概念そのものの転換をも迫るものである。たとえば、関係性のとり方、薬物療法の方法論、危機介入やリハビリテーションの方法など、精神医療を形作っている考え方のありようが、入院病棟でのものと、地域生活支援の中での精神医療では大幅に異なる。入院のような管理的な環境では症状は薬物療法によって「標的」となる対象であるかもしれないが、地域精神医療においては、「活動」や「参加」を重視する文脈で、症状と共に存しながらでも有意義な生活を送ることが求められる。したがって、薬物療法の効果のアセスメントや、選択基準においても、病棟と地域では差異が見いだされるのである。これら精神医療概念の転換および、そこから導き出される方法論の変更は、今後パラダイムシフトを推進するにあたって、強く意識され、言語化されることが必要であろう。換言すると、言語化を可能とする資料提供が本研究の第 1 義的な目的となる。

【本研究の位置づけ】

以上のような文脈にあって、本研究班の位置づけは、「地域生活中心の精神保健医療福祉」システムづくりに向けての、教育・研修の可能性とシステム・チェンジの可能性についての資料提供となる。

教育・研修については、精神保健医療福祉の専門家の教育の効果と、一般市民なかでも介護負担の大きい家族に対する研修の効果について資料提供が可能となる。

1) **ACT、多職種アウトリーチチームの治療的機能についての評価（佐藤班）**では、認知行動療法という定式化された支援技法の、多職種アウトリーチチームでの応用可能性について、実現可能性のある技術定着のガイドラインとその効果について一定の評価が期待できる。

2) **全国の多職種アウトリーチ支援チームのモニタリング研究（萱間班）**では、当面の診療報酬上の評価をもとに、利用者の地域滞在日数の増加や生活の質の向上にエビデンスのある、多職種アウトリーチチームの活動にインセンティブがつくような、制度設計のための資料作成が期待される。

3) **地域生活を支えるための精神科診療所の役割に関する検討（原班）**では、診療所機能が多機能化して、地域の精神保健医療福祉を支える拠点となりうるかを占うために、初診患者のサービス利用状況に関する前方視的調査をおこなうことで、現存する精神科診療所の類型化と求められる機能の明確化が期待できる。

4) **精神障害者の退院促進および福祉サービスも含めた地域生活支援のあり方についての検討（吉田班）**では、地域移行事業、地域定着事業に焦点をあてることで、どのような状況下において、市町村の相談支援事業がケー

スマネジメントのシステムとして整備され、利用者の地域生活の充実に貢献することができるのかについて分析、資料作成ができる。

5) 地域社会で暮らす認知症高齢者への包括的なケア技法の効果に関する検討（本田班）では、認知症が対象ではあるものの、介護者に対してきわめて構造の明確な研修をすることが、家族の介護負担や患者の症状行動にどのような影響を与えるかを観察、評価する。有効な支援技法の構造と、市民を支援者に招き入れることの意義について検証する、意欲的な研究になろう。

一方、システム・チェンジの可能性については、現行の制度設計に合わせ、医療領域と福祉領域に分けて資料を作成する。

6) 多職種アウトリーチチームの研修のあり方についての検討（西尾班）では、2日間の研修をどのように組み立てると有効な研修になるのか、参加者の経験や技能による内容の違いもありうるが、参加者の声を直接的に反映したモデル研修づくりが期待される。

【おわりに】

本研究は、我が国における精神保健医療福祉を地域サービスを中心としたシステムに変更するための資料提供を行うことを目的とする。具体的な研究として、1) 専門職における個別の技術レベルではアウトリーチ型の認知行動療法の評価、2) 教育レベルでは、専門職や家族（インフォーマル資源）の効果的なモデル研修のあり方の検討および評価、3) 事業所・機関レベルでは、多職種アウトリーチチームや診療所の機能評価、4) 地域レベルでは、地方自治体における地域精神保健福祉のシステム整備状況の評価を実施する。これらの研究をとおして、地域精神保健福祉のパラダイムシフトに貢献な知見を構築する予定である。また、将来的には、地域精神保健医療福サー

ビスの提供者にとって役立つ「地域生活中心の精神保健医療福祉」の実践のためのテキストを作成することは、極めて重要な課題となると予想される。可能であれば、研究から得た知見を実践者向けにまとめたガイドラインなどの作成も必要かもしれない。

なお、本研究班では、今年度、将来のテキストへの助走として、次の2冊を作成した。

「研究から見えてきた、医療機関を中心とした 多職種アウトリーチチーム による支援 のガイドライン」

「研究から見えてきた、医療機関と連携した 援助付き雇用の支援の ガイドライン」

これは、先行する研究であった、「「地域生活中心」を推進する、地域精神科医療モデル作りとその効果検証に関する研究」（難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業（精神疾患関係研究分野）主任：伊藤順一郎）によって作成した臨床モデルをガイドラインとして著したものである。「地域生活中心の精神保健医療福祉」システムに中心的に位置づくであろう多職種アウトリーチチームと援助付き雇用の支援技法を、研究活動に従事した実践家の体験よりまとめた。本報告書の別冊として上梓する。

文献

- 1) 厚生労働省：精神障害者アウトリーチ推進事業の手引き. 厚生労働省, 東京, 2011.

2章. 分担研究報告書

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（精神障害分野））
精神障害者の地域生活支援の在り方とシステム構築に関する研究

地域相談支援事業所における精神障がい者の 退院支援・居所支援・地域生活支援に関する実態調査

研究分担者：○吉田光爾^{1),2)}

研究協力者：山下眞史²⁾, 瀧本理香²⁾

研究助言：大島 巍^{1),2)}

1) 日本社会事業大学社会福祉学部 2) 日本社会事業大学研究科大学院

要旨

目的：本研究では、全国の相談支援事業所に対して地域移行・地域定着の実際の活動の状況を調査し、制度運用の基礎資料を作成し、現状と課題を把握することとした。

方法：2014年7月1日時点においてWAM-NETに掲載されていた指定一般相談支援事業所のうち、①2014年3月期の地域移行支援事業個別給付・地域定着支援事業個別給付の請求数が多い10都道府県、②居住サポート事業を実施している市町村、③政令指定都市（かつ精神障害を支援対象としている）、①～③のいずれかにあてはまる事業所を対象とした。上記対象者に郵送による質問紙調査を行った（2014年9月20日～10月20日）。回収率は40.1%である。

結果と考察：

【支援実績】2012年4月から14年8月末日の間において、退院支援（地域移行）をうけて退院した精神障害者の総数は1040人であった。事業所実績をみると期間中の退院者数0人の事業所が最も多く（318事業所）、59.9%に達していた。同様に退院後生活支援（地域定着）の実績について2249人が支援を受けていたが、期間中の退院者0人の事業所が61.6%に達していた。

【利用者像について】利用者の入院期間においては、直近および通算いずれも5年末満のものが5割を超えて比較的の入院期間が短めの対象者が多いと考えられる。また年齢については65才以上の高齢者が少数となっており、対応が難しくなっている状況が明らかになった。

【支援の導入について】退院支援の導入に関しては本人からの依頼は少なく、「病院のSWから」が55.1%、「市区町村行政から」が19.1%であった。また退院後支援についても最も多いのは、退院前からの関わり（34.1%）であり、ついで病院からの相談（30.4%）であった。

【居所の設定について】退院支援を行った結果の現在の居所では、退院後に新規に居所を設定したという回答は合計52.4%であった。他方で、地域移行・地域定着支援を進める上で困難を「とても感じる」の回答として、「公営住宅の確保」（70.3%）、「民間住宅の確保」（65.8%）、「GHの確保」（64.4%）など居所確保の困難が多く指摘されていた。また『居住サポート事業』を実施している相談事業所は9.4%に過ぎず、サポート事業者の利用者は極めて少なかった。

【地域移行・地域定着事業の推進上の困難】「とても困難」の回答として「兼務による業務負担」（76.3%）、「専任のスタッフ不足」（71.1%）など人員の問題が多く挙げられていた。ついで「公営住宅の確保」（70.3%）、「民間住宅の確保」（65.8%）、「GHの確保」（64.4%）など居所設定に困難がある状況がうかがえた。

上記が示すように、現在、地域移行・定着支援の実績は全国的に低調であるが、支援実績のある事業所も少なくない。サービスの定着を促進する要因分析を行う事で地域格差を是正する必要があると考えられた。

A. 研究の背景と目的

2004 年に厚生労働省は『精神保健医療福祉の改革ビジョン』を発表し、「入院医療から地域生活中心へ」という施策の方向が示された。こうした流れの中で、国はいわゆる社会的入院者、すなわち「受入条件が整えば退院可能な者 7 万人」を 10 年間で退院させるために平成 15 年度から『精神障害者退院促進事業』を実施し、その後も事業形態を変えながら取り組みを継続しているが、十分な社会的入院の解消には至っていない。

厚生労働省は平成 24 年度における障害者自立支援法において、こうした退院促進に関する活動を個別給付事業（地域移行・地域定着）として位置付け、都道府県から指定を受けた相談支援事業所が「地域移行推進員」を配置し、支援を行った場合には自立支援給付を受けられるものとした。しかし法制化されたものの実際の相談支援事業所の地域移行・地域定着に関する取り組み状況に関しては十分把握されておらず、制度運用を検討するための基礎資料は得られていない。

そこで本研究では、全国の相談支援事業所に対して地域移行・地域定着の実際の活動の状況を調査し、制度の運用の基礎資料を作成し、現状と課題を把握することを目的とした。

なお本報告は基礎集計であり、このデータを元に今後、退院促進を活発化させる要因等についての分析を行う予定である。

B. 方法

1) 対象

本研究の対象は以下の通りである。

まず 2014 年 7 月 1 日時点において独立行政法人福祉医療機構が運営する WEB サービスである WAM-NET（障害福祉サービス事業者情報）に掲載されていた指定一般相談支援事業所(N=2377)を候補とした。

そのうち①厚生労働省ホームページにて公開されている 2014 年 3 月期の地域移行支援

事業個別給付もしくは地域定着支援事業個別給付の請求数が多い 10 都道府県を選定し、そこに含まれる全事業所、②居住サポート事業を実施している市町村をサービス地域としている事業所、③政令指定都市に存在している精神障害を支援対象として指定している事業所をリストアップし、対象とした(N=1414)

2) 方法・調査期間

上記対象者に質問紙を郵送し、返信用封筒にて回収を行った。調査期間は 2014 年 9 月 20 日から 10 月 20 日である。結果、567 機関から回答を得た(回収率 40.1%)。

3) 調査内容

①事業所の基礎属性

事業者の運営形態・運営事業等についての質問項目を設けた。

②退院者に関する情報および支援内容

2012 年 4 月から 2014 年 8 月末日の間での、退院支援をして退院した精神障害者（以降『退院者』と表記する）の人数、及びその退院者への入院前の関わり、入院期間、年齢層、退院支援の入口（関わりはじめ）、2014 年 8 月末時点の居所、退院支援の内容、利用した制度を尋ねた。

③地域生活支援をうけた者に関する情報および支援内容

2012 年(平成 24 年)4 月から 2014 年(平成 26 年)8 月末までに、①精神科病院を退院した精神障がい者に地域生活支援を行った人数、およびその者への支援内容、利用した制度などを尋ねた(添付資料を参照)。

④その他制度運用上の課題

その他現行の制度運用上の課題についての設問を設けた。

4) 倫理的配慮

調査の対象は地域事業所の関わり全体であり、事業者個人・利用者個人に関する情報は

収集しない形で調査を行った。また利用者の年齢層・入院期間等は個人単位ではなく、まるまでの集計（全体で○○人等）によって行った。調査の説明に関しては、調査票に同封した書面にて本調査の趣旨を説明、公表に関しては機関名が特定されない形で行う旨を説明した。調査票の記入・返信により本調査に対する同意が得られたと見なして集計処理を行った。なお研究に関しては日本社会事業大学倫理委員会の承認を得た。

C. 結果

1) 事業所の基礎属性

(1) 事業形態

事業形態に関して表 1 に示す。相談支援事業所の 63.8% は社会福祉法人であった。

(2) 実施事業

対象となった支援事業所の多くが地域移行支援事業(86.1%)・地域定着支援事業(81.0%)を実施していると答えた。なお、市町村からの委託支援事業を行っていると回答した事業所は 51.3% と半数であった。他方で居住サポート事業を実施していると回答した事業所は 9.4% に過ぎなかった(表 2)。

2) 退院支援(地域移行支援)に関する現状

(1) 退院者数

2012 年 4 月から 2014 年 8 月末日の間において、退院支援（いわゆる“地域移行事業”様の支援）をうけて退院した精神障害者の総数は 1040 人、事業所の平均値は 2.0 人であった(表 3)。

退院者数の分布をみると、期間中の退院者 0 人がもっとも多く(318 事業所)、59.9%に達していた。10 人以上の退院者を出している事業所は合計しても 21 事業所で、5%を超えていた(表 4)。

(2) 退院者の対象像

退院者の属性について表 5～7 に示す。今回の入院期間については「1 年未満」(33.0%)、

「1～5 年」(34.0%)など合算すると 5 年未満のもので 5 割を超えていた(表 5)。通算入院期間は「1 年未満」の者が 20.1%、「1～5 年」の者が 33.4% であり、こちらも合算すると 5 年未満のもので 5 割を超えていた(表 6)。退院者の年齢分布では「40～65 才」が 45.4% と半数を占めていた。他方で「65 才以上」の者は 12.1% と少数であった。

(3) 退院支援開始の導入経路

退院支援開始の導入経路について表 8 に示す。支援開始の導入経路について最も多いのは「病院の SW」からであり 55.1% を占める。ついで「市区町村行政から」で 19.3% となっている。本人からの依頼については「本人から何らかの支援中に」が 5.7%、「本人から直接事業所に」が 4.2% と少数となっている。

(4) 退院者の現在の状況

退院支援を行って退院した者の平成 26 年 8 月 31 日における状況を示したのが表 9 である。最も多い現在の居所は「グループホーム」(23.6%)、ついで「家族同居」(21.3%) であった。退院後に新規に居所を設定したという回答は合計すると 52.4% であり半数を超えていた。

(5) 退院者の制度利用状況

退院支援によって退院した者の制度利用状況を表 10 に示す。表中の % は、退院者数 1040 名に対する各制度利用の割合を示している。結果、退院者数 1040 名の内 36.8% が「地域移行支援事業（個別給付）」を利用し、ついで旧退院促進支援事業(6.9%)、都道府県地域移行支援事業(3.5%) であった。居住サポート事業を利用していた者は 1.5% に過ぎなかった。

(6) 退院(地域移行)支援の内容

事業者が、どのような支援を、今回の調査で退院させた者の何割程度に行ったか、という設問に対する回答を図 1 に示す。なお図中「○○% の対象者に実施」というのは、事業所が支援した退院者のうち何割程度(25% 刻み、

4 件法)に対して当該内容の支援を実施したかを尋ねた回答結果である。

①居所支援

居所支援のうち、比較的多くの対象者について実行されているのは、「賃貸住宅への入居支援」や「体験宿泊」である。

②対象者との関係作り

対象者との関係作りについては、月 2 回面会が多く利用者に対して実施されている。(対象者の「75~100%に実施」の回答割合が 60.2%)。

③対人関係・社会生活支援

これらに関しては「役所など手続き支援」「外出同行」「家族に対する面接」などの支援について実行割合が高く回答されている。他方で「ピアによる面接・外出同行」に関しては実行割合が低い(事業所の 85.8%が対象商社の「0~25%に実施」に回答)

④医療支援・間接支援・その他

「関係機関との連絡調整」・「情報提供」・「退院支援会議の出席」などは 6 割を超える事業所で対象者の「75~100%に実施」していた。

3) 退院後地域生活支援(地域定着)の現状

(1) 退院後地域生活支援(地域定着)対象者数

2012 年 4 月～2014 年 8 月末までに、事業者が、退院後の地域生活支援(いわゆる“地域定着事業”様の支援)を行った者の実績数に関する集計を、表 11 に示す。総実績数は 2249 人であり、事業所の平均実績数は 4.9 人、中央値は 0 であった。

なお事業所の支援実績の分布を表 12 に示す。実績数『0 人』の事業所が 61.6%、ついで『1～5 人』の事業所が 31.5%となっており、6 人以上の実績のある事業者は合計しても 10%強となっていた。

(2) 退院後地域生活支援(地域定着)の対象像

退院後地域生活支援の対象者の各属性を各表に示す(直近の入院期間: 表 13、通算入院

期間: 表 14、年齢分布: 表 15)。直近の入院期間および通算入院期間が 10 年以上という者が対象となっていることは少なく、また 65 才以上の対象者は 3.2%と少なくなっていた。

(3) 退院後の地域生活支援(地域定着)開始の導入経路

導入の経路に関して集計を表 16 に示す。最も多いのは、退院前からの関わり(34.1%)であり、ついで病院からの相談(30.4%)であった。本人からの相談は 7.5%、家族からの相談は 6.5%であり、少数となっていた。

(4) 地域生活支援(地域定着)対象者の制度利用状況

退院後地域生活支援を行った対象者の制度利用状況を示したものが、表 17 である。表中の%は、退院後地域生活支援を受けた 2249 名に対する各制度利用の割合を示している。結果、退院後に地域生活支援を 2249 名の内 16.0%が「地域定着支援事業(個別給付)」を利用し、ついで生活保護(9.3%)、市町村生活支援事業(7.0%)であった。居住サポート事業を利用していた者は 2.2%に過ぎなかった。

(5) 地域生活支援(地域定着)の支援内容

事業者が、どのような支援を地域生活支援の対象者の何割程度行ったか、という設問に対する回答を図 2 に示す。なお図中「○○% の対象者に実施」というのは、事業所が対象者のうち何割程度(25%刻み、4 件法)に対して当該内容の支援を実施したかを尋ねた回答結果である。

①居所支援

居所支援のうち、比較的多くの対象者について実行されているのは、「住居の掃除・修繕」である。

②対象者との関係作り

対象者との関係作りについては、月 2 回・月 1 回面会が多く利用者に対して実施されている。

③対人関係・社会生活支援

これらに関しては「役所など手続き支援」「日中活動の場の体験利用」「家族に対する面接」などの支援について実行割合が高く回答されている。他方で「ピアによる面接・外出同行」に関しては実行割合が低い(事業所の90.3%が対象商社の「0~25%に実施」に回答)

④医療支援・間接支援・その他

「関係機関との連絡調整」・「情報提供」・「支援会議の出席」などは6割に近い事業所で対象者の「75~100%に実施」していた。

4) その他制度運用上の課題

(1) 各制度を利用出来なかつた者について

表18～表21に各制度を利用できなかつた者の数、および利用できなかつた理由について示す。地域移行制度が利用できなかつた者として回答が挙げられたものの合計は152人であった。そのうちの理由として多いのは「その他」が最も多く(36.2%)、ついで「家族同居」(32.8%)、「施設入所」(24.1%)となっていた。

(2) 地域移行・地域定着支援を進める上での困難について

地域移行・定着支援を進める上での困難について尋ねた結果を示したのが図3である。困難を「とても感じる」の回答が多いのは「業務による業務負担」(76.3%)、「専任のスタッフ不足」(71.1%)、ついで「公営住宅の確保」(70.3%)、「民間住宅の確保」(65.8%)、「G Hの確保」(64.4%)であった。

D. 考察

1) 退院支援(地域移行支援)および退院後生活支援(地域定着支援)の実績について

対象となった支援事業所の多くが地域移行支援事業を実施しているとこえた(86.1%)。しかし、退院者数の分布をみると、期間中の退院者0人がもっとも多く(318事業所)、59.9%に達していた。

また同様に、対象となった支援事業所の多くが地域定着支援事業を実施しているとこえた(81.0%)。しかし、地域定着支援様の退院後の地域生活支援の実績数の分布をみると、期間中の退院者0人がもっとも多く61.6%に達していた。

現行では地域移行・地域定着を実施しているとしている事業者においても、必ずしも実績を出せていない状況が今回明らかになった。ただし退院者および退院後の地域生活支援を5人以上行っている事業所も10%弱あり、事業所による地域格差があるものと思われる。支援実績のある事業所に関する要因分析を行う事で地域格差を是正する必要があると思われる。

2) 各事業所の利用者像について

利用者の属性については直近および通算入院期間いずれも5年未満のものが5割を超えており、退院している場合でも比較的入院期間が短めの対象者が多いと考えられる。また退院後地域生活支援の対象者像についても、同様に入院期間が短く、また65才以上の高齢者への対応が難しくなっている状況が明らかになった。

3) 支援の導入について

退院支援の導入に関しては本人からの依頼は合計しても1割程度であり、「病院のSWから」が55.1%、「市区町村行政から」が19.1%からであった。また退院後支援についても最も多いのは、退院前からの関わり(34.1%)であり、ついで病院からの相談(30.4%)であった。本人からの相談は7.5%、家族からの相談は6.5%であり、少数である。利用者本人から事業者に直接地域移行・地域定着の意思表示を行うことには困難な点があるが、現行の制度は申請主義的な設計に基づいている。支援を必要とする利用者のニーズを見いだし、事業

者につなぐためには病院・行政からの紹介・導入が重要であることがこの結果から分かる。

4) 居所について

退院支援を行った結果の現在の居所では GH(23.6%)、家族同居(21.3%)となっているが、退院後に新規に居所を設定したという回答は、合計 52.4%であり半数を超えている。このことから退院後の居所設定に何らかの支援が必要と思われる。しかし他方で、地域移行・地域定着支援を進める上での困難については、困難を「とても感じる」の回答として、「公営住宅の確保」(70.3%)、「民間住宅の確保」(65.8%)、「GH の確保」(64.4%)など居所の確保に関する困難が多く指摘されていた。にも関わらず、相談支援事業所の中で『居住サポート事業』を実施できている事業所は 9.4%に過ぎず、退院者・退院後の地域生活支援についても、サポート事業者の利用者は極めて少なかった。こうしたことから、居所支援についてのニーズがありながらも、事業者が居所の確保に困難を抱えていること、そして十分居住サポート事業が運用できていないことが明らかになった。

居住サポート事業については市町村の裁量となっているが、こうした活動の市町村での活性化や、また国土交通省の民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業などとの連携が必要と思われる。

5) 制度の活用について

退院者のうち地域移行支援事業を利用しているものは退院者 1040 名中 36.8%であり、半数に届いていない。逆に地域移行制度が利用できなかつたものは 1040 名中 152 名(14.6%)である。退院支援をおこなっても十分制度上に載せられない層がいると考えられる。その理由としては「月 2 回以上の訪問が難しい」「頻回入院」「支給決定期間が短い」などが挙げられており、体制を十分に整えられな

いという問題と、制度・要綱上の問題があると考えられる。ただし制度を利用できない理由としては「その他」(56.0%)と多いことから、この点に関しては更なる分析が必要であろう。

また同様に、退院後に地域生活支援を 2249 名の内 16.0%のみが「地域定着支援事業(個別給付)」を利用している。地域移行制度同様に、制度を利用できない理由として「その他」(36.2%)があげられており、理由の詳細な検討が必要であろう。

6) 支援内容について

なお支援内容に関しては賃貸住宅入居支援・月 2 回面接・役所等手続き支援・外出同行・家族に対する面接・症状・服薬支援対応への支援・情報提供・退院支援会議出席等は比較的(退院者を出している)事業所の多くが取り組んでいるが、ピアによる面接・外出同行などは必ずしも十分に取り組まれているとは言えないであろう。退院促進などにおける巣立ち会モデルなどのピアサポートの活用は比較的著名な取り組みであるが、実際の事業所での全国的な取り組みは必ずしも活発ではないということも明らかになり、どのようにこうした活動を現行制度化に反映させていくかも課題であると思われる。

7) 地域移行・地域定着事業の推進上の困難

困難として多く挙げられているのは、兼務による業務負担」(76.3%)、「専任のスタッフ不足」(71.1%)など人員についての問題であった。現在、相談支援事業所はサービス利用計画の作成に多くの時間を費やさざるを得ない状況があると考えられ、人員上の問題が第一にあると考えられる。ついで「公営住宅の確保」(70.3%)、「民間住宅の確保」(65.8%)、「GH の確保」(64.4%)があり、退院・地域定着するための居所設定にかなりの困難があると考えられる。成功事例地区を参照にした居所設定

に関するノウハウの蓄積や、連携体制の構築
が重要であると考えられる。

E. 健康危険情報 なし

F. 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

H. その他

本研究の中間集計データ(基礎属性・退院支援に関する分析)は、日本社会事業大学大学院の山下眞史氏によって分析され、修士論文として上梓された(山下眞史著、2014 年度 日本社会事業大学研究科大学院 博士前期課程修士論文『精神障害者の地域移行に効果をあげる居所支援のあり方～地域事業所がおこなう地域移行支援の全国実態調査から～』)。

報告書中の図表は、氏の論文中の図表について本人の許諾を得て、再集計・改変したもののが含まれる(表 1~2、表 4~10)。なお、改変は、氏の分析時点よりデータが追加されたこと、集計・表記方法の変更等の理由による。

表1 事業形態

	N=549	
	n	%
社会福祉法人	350	63.8
NPO 法人	86	15.7
医療法人	44	8.0
市町村	7	1.3
公益法人	8	1.5
営利法人	34	6.2
他	11	2.0
無回答・非該当	9	1.6

表2 実施事業(複数回答)

	n	ケース%
地域移行支援事業	458	86.1
地域定着支援事業	431	81.0
計画相談支援事業	508	95.5
委託相談支援事業	273	51.3
基幹相談支援事業	31	5.8
居住サポート事業	50	9.4
合計	1751	

※欠損値除く

表3 支援による退院者数推計(死亡退院除く:2012年4月～2014年8月末)

事業所回答数	531
平均値	2.0
中央値	0
標準偏差	4.7
合計退院者数	1040

※欠損値除く

表4 事業所の退院者数実績の分布

	N=531	
	n	%
0人	318	59.9
1～5人	168	31.6
6～10人	24	4.5
11～15人	6	1.1
16～20人	6	1.1
21～25人	4	0.8
26人以上	5	0.9

※欠損値除く

表 5 退院者の入院期間分布

	N=388	
	n	%
1年未満	128	33.0
1~5年	132	34.0
5~10年	63	16.2
10年以上	65	16.8

※欠損値除く

表 6 退院者の通算入院期間分布

	N=338	
	n	%
通算1年未満	68	20.1
通算1~5年	113	33.4
通算5~10年	78	23.1
通算10年以上	79	23.4

※欠損値除く

表 7 退院者の年齢分布

	N=388	
	n	%
20才未満	39	10.1
20~40才	126	32.5
40~65才	176	45.4
65才以上	47	12.1

※欠損値除く